

## 障害年金判定

## 地域差 昨年まで放置

## 厚労省 11年に認識報道後対応

国の障害年金を申請して不支給と判定された人の割合に最大6倍の地域差がある問題で、厚生労働省が遅くとも2011年に問題を認識しながら昨年まで実態を調査せず、支給実務を担う日本年金機構の対策が後回しになつていたことが10日、共同通信の情報公

障害年金 病気やけがで一定の障害がある人が受け取れる公的年金。加入制度に応じて障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金がある。「基礎」は2階建ての年金制度の1

障害年金 病気やけがで一定の障害がある人が受け取れる公的年金。加入制度に応じて障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金がある。「基礎」は2階建ての年金制度の1

障害基礎年金では、年金機構の都道府県事務センターが各地の医師（認定医）に審査を委託しており、機関は11月11月、全国の認定医を集めた会議を都内で開催した。

障害年金 病気やけがで一定の障害がある人が受け取れる公的年金。加入制度に応じて障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金がある。「基礎」は2階建ての年金制度の1

障害年金 病気やけがで一定の障害がある人が受け取れる公的年金。加入制度に応じて障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金がある。「基礎」は2階建ての年金制度の1

障害基礎年金では、年金機構の都道府県事務センターが各地の医師（認定医）に審査を委託しており、機関は11月11月、全国の認定医を集めた会議を都内で開催した。

障害基礎年金をめぐらつきは昨年、共同通信の取材で判明。厚労省と年金機構が対応に乗り出したのはその後で、今年2月に専門家で月約8万1千円、2級で月約6万5千円。受給者は「基礎」と「厚生年金」で2012年度に約198万人。受給には自己申告だけで認められるという官民格差がある。

障害基礎年金では、年金機構の都道府県事務センターが各地の医師（認定医）に審査を委託しており、機関は11月11月、全国の認定医を集めた会議を都内で開催した。

この担当者は取材に

条件となり、国民、厚生年金の加入者は証拠書類を提出しなければならないが、国家公務員と一部の地方公務員は自己申告だけで認められるという官民格差がある。

障害基礎年金では、年金機構の都道府県事務センターが各地の医師（認定医）に審査を委託しており、機関は11月11月、全国の認定医を集めた会議を都内で開催した。

障害基礎年金をめぐらつきは昨年、共同通信の取材で判明。厚労省と年金機構が対応に乗り出したのはその後で、今年2月に専門家で月約8万1千円、2級で月約6万5千円。受給者は「基礎」と「厚生年金」で2012年度に約198万人。受給には自己申告だけで認められるという官民格差がある。

障害基礎年金では、年金機構の都道府県事務センターが各地の医師（認定医）に審査を委託しており、機関は11月11月、全国の認定医を集めた会議を都内で開催した。

障害基礎年金では、年金機構の都道府県事務センターが各地の医師（認定医）に審査を委託しており、機関は11月11月、全国の認定医を集めた会議を都内で開催した。

障害基礎年金では、年金機構の都道府県事務センターが各地の医師（認定医）に審査を委託しており、機関は11月11月、全国の認定医を集めた会議を都内で開催した。